

施策 No.20 空家等対策体制の充実										基本計画 掲載頁	92～93
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	空家等対策の推進に関する特別措置法や新座市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、管理不全の空家等に対して、所有者へ自主改善を促す改善指導等によって、周辺地域の生活環境については一定の保全が図ることができた。また、相続人が不存在である管理不全の空家等に対しては相続財産清算人制度を活用することによって、問題の早期解決を図ることができた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	第2期新座市空家等対策計画における空家等の「発生予防」、「適正管理の促進」、「利活用の促進」、「管理不全の解消」の四つの基本方針に基づき、関係団体と連携を図りながら、行政対応の対象となる適正管理が行われていない空家等については、今後も所有者等への改善指導や啓発活動などの対応を継続して講じながら空家等の適正な管理の推進を図っていく。また、相続人等がおらず、将来にわたり改善の見込みがない管理不全の空家等に対しては引き続き相続財産清算人制度等を活用し、早期解決を目指す。						
課題	相続等民事問題の解決が進まず、適正管理が見込まれない空家等について継続的に対応する必要があるが、現行法制度においては民事権利に対する行政限界となる事象が散見される。空家等については、所管や課題が多岐にわたることから、引き続き庁内関係各課の連携及び行政限界となる範囲においては専門家団体と連携を図る必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 空家等の管理意識の高揚		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	空家等の管理意識の高揚を図るため、空家等の適切な管理についての啓発活動を実施します。	B	・空家等の発生を抑制するために、建物の管理や利活用、相続等について、啓発チラシや市ホームページ、広報にいざ及び関係部局の発行物への掲載等により、広く啓発活動を実施した。	建築審査課
(2) 空家等対策体制の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	庁内及びその他関係機関と連携して、空家等対策を推進する体制を整備します。	B	・空家等の発生防止や問題の早期解決を図るため、庁内関係各課その他消防や警察をはじめとした関係機関との相互連携による情報共有、意見交換、周知啓発活動といった取組を行うことで空家等対策を推進する体制を整備、維持した。	建築審査課
3	空家等の利活用を促し、管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めます。	B	・空家等の利活用や不動産市場への流通を促進するため、市が窓口となり、協定を締結している市内各金融機関をはじめとした各種専門家団体へ案内をするなどして、利活用を促したほか、各団体と情報共有を図ることで管理不全の空き家等の発生を防ぐための取組に努めた。	建築審査課
4	空家等対策に取り組む団体との連携や、空家等の適正な管理の促進により、周辺地域の生活環境を守ります。	B	・空家等に関する課題は専門的かつ多岐にわたるため、専門家団体と連携を取りながら、空家等に関する様々な相談について、問題の早期解決が図れた。 ・市民等から通報を受けた管理不全の空家等に対しては所有者等へ自主改善を促す改善指導等によって、約9割と高い水準で解決に結びつき、周辺地域の生活環境については一定の保全が図れた。 ・相続人が全員相続放棄をしており、将来にわたり改善が見込めない管理不全の空家等については早期解決を図るため、相続財産清算人制度を活用し、1件の申立てをした。	建築審査課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
通報があった空家等の管理不全箇所の解決率	91.80%	90.40%	91.17%				100%	C	建築審査課